

西大井ウインズ・レッドウインズ規約

(品川区大井西地区少年野球連盟)

平成十一年二月

西大井ウインズ・レッドウインズ野球部規約

* 名称 西大井ウインズ・レッドウインズ

* 部員は、原則として品川区に在住する中学生・小学生をもって組織する。

* 部員は、野球部の主旨に賛同する中学生・小学生・保護者をもって組織する。

Aクラス - 中学生、Bクラス - 小学校五・六年生

Cクラス - 小学校四年生以下 の3クラスとする。

* 野球部の事務所は、代表宅に置く。

* 野球部は、野球を通じ青少年の健全育成を計る。

(一) 創意工夫

(二) 協調性

(三) 体力

(四) 忍耐力

(五) 自主性

の修得・向上を目的とする。

* 野球部に次の役員をおく。

1. 代 1名

2. 監 各1名

3. コー 若干名

4. 相談 若干名(原則として西大井町会役員等)

5. マネージャー 各クラス各1名

* 代表の選任は、監督・コーチの互選により決定する。

* 監督の選任は、コーチの互選により決定する。

* コーチの選任は、監督の承認を得る。

* 役員任期は、原則1年とするが再任は妨げない。

* A・B・C各クラスの決定事項は、必ず監督の承認を得る。

* 主将 A・B・C各クラス各チーム1名

* 副主将 原則としてA・B・C各クラス各チーム1名

* 野球部の運営は、監督・コーチに委任する。

* 野球部の運営に関し保護者の参集を求め懇談会を開く。

- * 部費は、1月～12月までの12ヶ月とする。原則として年度始め(2月)の納入とするが分割払いでも可能とする。
- * 途中入部者の部費は、入部月からとする。
- * 納入した部費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。
- * 部費以外に必要な場合は、保護者の了承の上徴収する。
- * 入部又は、退部する場合は、保護者が本人同伴の上申し込む。
- * やむをえず長期に試合又は練習に参加出来ない場合は、保護者及び本人の申し入れにより、監督・コーチ承認の上休部とする。
(部費は半額)
- * 部員は、在部中に大井西地区連盟に加入している他のチームへの入部は認めない。
- * 部員は、部で定めたユニホーム、又は練習着にふさわしいもの(トレーニングウェア等)を着用する。
- * 危険防止のためヘルメットを使用する。
- * 部員は、スポーツ傷害保険に必ず加入する。(部費にて負担)
- * スポーツ傷害保険以外の治療費(入院・退院・その他)は全て保護者の負担とする。
- * 野球部は、シーズン終了後成績優秀と認めたもの、又は部に功績のあった者を表彰する。
- * 次の各項に該当するものは、監督・コーチの協議により戒告・出場停止・退部処分にする。
 - (一) 部の規約に違反した場合。
 - (二) 部の名誉を著しく傷つけた場合。
 - (三) 監督・コーチの指導に従わなかった場合。
- * 部員に、上項の処分を加える場合は保護者と話し合いの上処分する。
- * この規約は、役員承認の上発行する。
- * この部は、西大井一・二・三丁目町会賛同の基に活動する。